

排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

(目的)

第1項 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2項 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 免 除 公営企業管理者が、法第10条第1項ただし書の規定に基づき、排水設備の設置義務を免除し、下水を公共下水道（法第2条第6号に規定する終末処理場を設置しているものに限る。以下同じ。）以外に排出させることをいう。
- (2) 免除下水 前号の規定による免除を受け公共下水道以外に排出させる下水をいう。
- (3) 排出施設 免除下水を公共下水道以外に排出させるために必要な設備等をいう。（排水処理施設が設置されている場合にあっては、その施設を含む。）
- (4) 排水設備等 法第10条第1項に規定する排水設備、法第12条第1項に規定する除害施設等下水を公共下水道に排除させるために必要な施設をいう。
- (5) 特定事業場 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する特定施設又は群馬県的生活環境を保全する条例に規定する水質特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (6) 放流先河川の排水基準 排水基準を定める省令で定める基準、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める水質排出基準（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定に基づく条例が定められている場合には、その基準とする。）及び群馬県的生活環境を保全する条例施行規則で定める排水規制基準をいう。
- (7) 下水道終末処理場の放流水の排水基準 排水基準を定める省令で定める基準、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める水質排出基準（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定に基づく条例が定められている場合には、その基準とする。）のうち、下水道終末処理場の放流水に係るものをいう。

(免除の申請)

第3項 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 排出施設所在地の平面図
- (2) 排出施設に係る図面
- (3) 排水設備等に係る図面
- (4) 免除を受け排出しようとする下水の水質試験成績書
- (5) その他公営企業管理者が必要と認めた書類

(免除の要件)

第4項 公営企業管理者は、次の各号に掲げる場合に免除をすることができる。

- (1) 免除を受けようとする下水が特定事業場から排出される場合にあっては、その下水の水質が、当該特定事業場に係る放流先の公共用水域の排水基準に適合し、かつ当該特定事業場が立地する区域を処理区域とする下水道終末処理場の放流水の排水基準に適合していること。
ただし、水道水、地下水、その他の下水等により希釈し適合させる場合をのぞく。
- (2) 免除を受けようとする下水が非特定事業場から排出される場合にあっては、当該非特定事業場が立地する区域を処理区域とする下水道終末処理場の放流水の排水基準に適合していること。
ただし、水道水、地下水、その他の下水等により希釈し適合させる場合をのぞく。
- (3) 免除下水を放流しても支障がない公共用水域があること。

- (4) 排出施設と排水設備等が完全に分離した排水系統であり、かつその系統が容易に確認できること。
- (5) 免除を受け排出しようとする下水の量が測定できること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、公営企業管理者が特に必要と認める事項に適合していること。

(免除の条件)

第5項 前項の免除には、免除下水の管理及び水質維持のために必要な条件を付して、又は免除に付した条件を変更することができる。

(免除の期間)

第6項 免除の期間は、排水設備設置義務免除申請書の内容に変更がない限り継続する。ただし、他法令等により規制された場合は、この限りではない。

(免除に関する事項の変更)

第7項 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日前30日までに排水設備設置義務免除事項変更申請書(第2号様式)を公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 免除下水の種類
- (2) 免除下水の排出先
- (3) 免除下水の排出量

2 前項の申請書には第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類を添付しなければならない。

(通知)

第8項 公営企業管理者は、第3項の規定による免除、第7項の規定による免除に関する事項の変更の申請を承認したとき、又は不承認としたときは、排水設備設置義務(免除・免除事項変更)承認・不承認通知書(第3号様式)によりこれらの規定による申請をした者に通知しなければならない。

(氏名等の変更)

第9項 免除を受けた者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から30日以内に氏名変更等届出書(第4号様式)を公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは住所又は法人にあっては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地若しくは排出施設の所在する事業場の所在地。
- (2) 排出施設の所在地

2 前項第2号に掲げる事項の届出にあっては、第3項第1号に掲げる書類を添付しなければならない。
(排出施設の休止又は廃止)

第10項 免除を受けた者は、排出施設の使用を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した日から30日以内に排出施設使用の(休止・廃止)届出書(第5号様式)を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による排出施設の使用廃止の届出をした者が再び当該排出施設を使用するときは、第3項の規定に基づく申請をしなければならない。

(地位の承継)

第11項 免除を受けた者から当該免除に係る事業場、事業所等を譲り受け、引き続き使用する者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前号の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、承継届出書(第6号様式)を公営企業管理者に提出しなければならない。

(水質試験等)

第12項 第3項第4号に規定する水質試験は、次の各号によるものとする。

- (1) 水質試験の方法は、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める総理府令の規定に基づく環

境庁長官が定める排水基準に係る検定方法)や、その他公営企業管理者が認める検定方法によるものとする。

(2)水質試験の項目は、公営企業管理者が必要と認めた項目とする。

(3)水質試験に供する試料の採水場所は、免除を受け排出しようとする下水又は免除下水の排出口とする。

(関係機関との調整)

第13項 公営企業管理者は、免除事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

(事務の所管)

第14項 免除に関する事務は、水道局「下水道施設課水質係」において行う。

(委任)

第15項 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

排水設備設置義務免除申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名

下水道法第10条第1項ただし書の規定により、排水設備設置義務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

排出事業場の名称		用水の種類	
排出施設の所在地	前橋市	排出水量	トン/日
免除を受けようとする下水の種類		排出施設工事	着工予定日 年 月 日 完工予定日 年 月 日
予定排出先		排出施設工事	所属氏名 電話
備考	添付書類 1 排出施設所在地の平面図 2 排出施設に係る図面 3 排水設備等に係る図面 4 水質試験成績書		

排水設備設置義務免除事項変更申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付、前橋市水道局指令第 号により承認を受けた排水設備設置義務の免除について、その関係を変更したいので、次のとおり申請します。

変更予定事項 内 容	免除下水の種類	免除下水の排出先	免除下水の 排 出 水 量
変 更 前			トン/日
変 更 後			トン/日
変更予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 理 由			
備 考	添付書類 1 排出施設所在地の平面図 2 排出施設に係る図面 3 排水設備等に係る図面		

第3号様式

排水設備設置義務（免除・免除事項変更）承認・不承認通知書

前橋市水道局指令第 号
年 月 日

様

前橋市公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった標記の件については、次のとおり決定したので通知します。

承認	不承認
排出施設の所在地 前橋市	理由
免除下水の種類	
排出先	
免除期間	
免除下水の量 トン/日	
条 件 別紙のとおり	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、前橋市公営企業管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、前橋市を被告として（訴訟において前橋市を代表する者は前橋市公営企業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

氏名変更届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付、前橋市水道局指令第 号により承認を受けた排水設備設置義務の免除に関する事項について、次のとおり変更したので届け出ます。

変更予定事項 内 容	氏 名	住 所	排出施設の所在地
変 更 前			
変 更 後			
変更年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変 更 理 由			

注 法人の氏名の変更については、名称及び代表者の氏名を、住所の変更については、主たる事務所の所在地又は排出施設の所在する事業場の所在地を記入すること。

排出施設使用（休止・廃止）届出書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付、前橋市水道局指令第 号により承認を受けた排水設備設置義務の免除に係る排出施設を次のとおり（休止・廃止）したので届け出ます。

	休 止	廃 止
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から
理 由		
備 考		

承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付、前橋市水道局指令第 号による排水設備設置義務の免除を受けた者の地位を承継したので次のとおり届け出ます。

排出事業場の名称		承認の年月日	年 月 日
排出施設の所在地		被 承 継 者	住 所
免除下水の種類			氏名又は名称
免除期間	年 月 日まで	承継の原因	
免除下水量	トン/日		
備 考			